

(公社) 非営利法人研究学会 地域部会運営規程

平成25年9月21日制定

平成29年9月4日改正

令和4年12月27日改正

(目的)

第1条 非営利法人研究学会に設置される地域部会は、定款及び諸規程に定めるところの
他は、本規程によって運営する。

(事業)

第2条 地域部会は下記の事業を行う。

- 一 研究会、講演会等の開催
- 二 論文集その他の刊行物の発行
- 三 全国大会報告者候補の推薦
- 四 その他

(種類)

第3条 地域部会は東日本部会及び西日本部会とする。

(構成)

第4条 部会は、次の者で構成する。

- 一 部会長 1名
- 二 運営委員 若干名
- 三 幹事 1名

- 2 部会長は常任理事会が推薦し、理事会の承認を得ることとする。
- 3 運営委員及び幹事は部会長が推薦し、常任理事会の承認を得ることとする。

(任期)

第5条 部会長及び運営委員、幹事の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(開催)

第6条 地域部会は開催内容を理事会・社員総会に報告しなければならない。

- 2 地域部会の開催に際しては、開催地を多様化することやオンラインの利用を考慮しなければならない。
- 3 会員はいずれの地域部会へも参加できるものとする。
- 4 地域部会の開催が確定したときは、速やかに事務局に連絡をし、事務局は会員にその旨を周知しなければならない。

(研究会)

第7条 地域部会は会員の研究報告の場としての研究会を年に3回以上開催するものとする。

- 2 部会長は研究会における報告者の中から優れたものを全国大会報告者の候補として大

会準備委員会に推薦することができる。

(規程の変更)

第7条 本規程を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 本規程は令和5年12月27日より実施する。